

休日出勤「業務命令」は、 ルール（就業規則）に基づくもの！

黙って従え！

11月8日、本部は休日出勤問題で2度目となる、申第15号（申第10号の議論に対する申し入れ）に対する業務委員会を行いました。

休日出勤解消について会社は、「努力している」と言いつつ、「輸送量を長期的スパンで想定するのは極めて困難」と口実をつくり、解消の時期も目標も全く明らかにしません。また、社員数が基準人員を下回っている現実を認めつつも「タイムラグ（社員数と基準人員との差、つまり乖離を埋めるための時間）が生じるのは仕方がない」と開き直りを見せました。さらに会社は「社員数が基準人員を上回ったらどうするのか」と主張し、人員配置を極力押さえ込もうとする意図があらわになりました。

さらに、一方的な休日勤務指定に対し、会社は「『業務指示』は就業規則というルールに違反していない、今後行う」という主張を繰り返し、私たちの主張と真っ向から対立しました。本部は、しかるべき態度でのぞむことを通告しました。

「我々は休日は休む権利がある！」
会社の強権的態度に激しく対立！